



2025年6月27日

各 位

会社名 北陸電気工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下坂 立正  
(コード番号 6989 東証スタンダード)  
問合せ先 管理本部長 金川 智久  
(TEL. 076-467-1111)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式4,116株
(3) 処分価額	1株につき2,282円
(4) 処分総額	9,392,712円
(5) 割当予定先	当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名 4,116株
(6) その他	本自己株式処分については、処分価額の総額が1,000万円以下となりますので、金融商品取引法による有価証券届出書及び有価証券通知書は提出しておりません。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月26日開催の取締役会及び2022年6月29日開催の第88回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、当社の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対し、年額20百万円以内の金銭報酬債権を支給し、年20,000株以内の当社普通株式について発行または処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を退任迄とすること等につき、ご承認をいただいております。

本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行または処分を受けることになります。その1株当たりの払込金額は、本取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。なお、当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社の対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当を受けた普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本日の取締役会の決議により、当社の対象取締役5名に対し、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計9,392,712円（以下、「本金錢報酬債権」といいます。）、普通株式4,116株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を退任する日までの間としております。

本自己株式処分においては、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される本割当契約の概要は下記のとおりです。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（1）譲渡制限期間

本払込期日から取締役を退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除条件

本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社の取締役であったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人）が保有する本割当株式の全部についての本譲渡制限を解除する。なお、取締役の役務提供期間は、本割当株式の交付に係る取締役会の決議の直前の定期株主総会の日から翌年の定期株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）とする。

（3）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

（4）株式の管理

本制度により対象取締役に割当られた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12か月で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、組織再編等承認日において取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,282円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。